

令和7年2月20日発行

I 【重要】介護サービス事業者経営情報の報告が1月から始まりました！

令和6年度介護保険法改正により介護サービス事業所・施設は、介護サービス事業者経営情報（収益・費用、人員数など）を毎会計年度終了後3月以内に都道府県に報告することとなりました（法第115条の44の2）。報告対象となる事業所等は、介護報酬が年間（会計年度内）100万円を超える事業所等です。報告方法は「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（厚生労働省構築）にデータを登録します。

令和6年度の報告対象である事業所等（会計年度終了時期が令和6年3月31日～12月31日まで）の報告期間は「令和7年1月～3月末」とされていますので、報告期限（令和7年3月31日）までに報告いただくようお願いします。※令和6年度に限り報告期限が異なります。

また、介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には、「GビスIDプライム」の取得が必要となりますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。

（報告期限）	会計年度終了時期	報告期限
	令和6年3月31日～12月31日	令和7年3月31日
	令和7年1月31日	令和7年4月30日
	令和7年2月28日	令和7年5月31日

※詳細は、厚生労働省のHP「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>）の運用マニュアルでご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 令和6年度末で経過措置期間終了の令和6年度介護報酬改定における改定事項について

令和6年度介護報酬改定において、次に掲げる改定事項については、令和6年度末（令和7年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっております。改定事項等について改めてご確認いただき、経過措置期間中に対応いただくようお願いいたします。

改定事項	対象サービス
・業務継続計画未策定減算	訪問系サービス、福祉用具貸与 （居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く） 通所系サービス、施設系サービス （感染症予防等のための指針整備及び非常災害計画の策定により経過措置を受けている場合に限る）
・身体拘束等の適正化のための措置 （委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施） ・身体拘束廃止未実施減算	短期入所系サービス
・運営規程等の重要事項のインターネット上の掲載・公表	全サービス

※減算適用の有無に係る体制届の提出については、別途お知らせします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 訪問介護事業所の同一建物減算に係る確認及び届出について

令和6年度介護報酬改定により、指定訪問介護における同一建物減算の区分が新設（提供総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合には12%減算）されたことに伴い、各事業所が各年度2回（前期・後期）減算の適用の有無を確認することとなっております。

令和6年度の後期判定期間は、令和6年10月1日から令和7年2月28日までとされているため、当該期間内の利用者総数のうち同一敷地内建物等に居住する利用者の割合を確認してください。

確認の結果、「新たに12%減算に該当する場合」又は「12%減算から10%減算に変更」になる場合は、3月14日（金）までに、管轄する保健福祉事務所福祉課（長野市に所在する事業所は長野市高齢者活躍支援課、松本市に所在する事業所は松本市高齢福祉課）に、必要書類を提出してください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅳ 協力医療機関に関する届出について（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

このことについて、令和6年5月28日付け6介第209号において、協力医療機関の名称や取り決めの内容等について指定権者に届け出るよう通知をしておりますので、令和7年3月末日までに必ず届け出るようお願いいたします。なお、協力医療機関との連携が未締結の場合、その旨を届出に記載し、必ず届け出てください。

※協力医療機関との連携に係る義務付けの適用は令和9年3月31日までです。

また、協力医療機関の変更をする場合は、次のとおり申請又は届出を県保健福祉事務所に2部提出してください。

対象サービス	提出書類	提出期限
（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設	・「変更届出書」（様式第一号（五）） ・変更があったことが分かるもの （例：協力医療機関の契約書の写し）	変更日から10日以内
介護老人保健施設、介護医療院	・「介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書」（様式第一号（九）） ・協力医療機関の契約書の写し	変更日の1月前まで

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「協力医療機関に関する届出について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅴ 移行支援加算に係る届出について（訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション）

令和7年度において、4月から移行支援加算を算定する事業所は、令和7年3月14日（金）までに届出が必要です。書類は、「電子申請届出システム」で届出してください。システム環境が整わない場合は、事業所所在地市町村を管轄する保健福祉事務福祉課あてに正副2部ご提出ください。なお、この加算を算定する場合は毎年度届出が必要です。令和6年度に当該加算の届出をした事業所についても再度届出してください。

○電子申請届出システムで届出する場合

申請届出メニューから「5. 加算に関する届出」をクリックし、届出してください。

○書類で提出する場合

提出書類

書類名	訪問リハビリテーション事業所	通所リハビリテーション事業所
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（共通）	別紙2	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（共通）	別紙1-1-2	
移行支援加算に係る届出	別紙20	別紙24
移行支援加算計画書	別紙20-①	別紙24-①
要件を満たすことが確認できる書類（共通）	任意様式	

※指定通所介護等の実施状況がわかる利用者名簿を提出する場合、当該名簿は一覧表とし、備考欄等に指定通所介護等の実施状況を記載してください。

○その他

- ・本加算は介護給付の加算であることから、要支援の方については対象となりません。新規利用者数や終了者数のカウントは要介護の方のみとなります。
- ・評価対象期間は、令和6年1月から令和6年12月までの12月間です。
- ・各種様式は、長野県ホームページからダウンロードしてください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/h24-02/sante.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VI 令和7年度介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書に係る提出期限について

介護職員等処遇改善加算の算定に係る各年度の処遇改善計画書の提出期限については、通常、加算の算定を開始する月の前々月末日（4月から算定の場合は同年2月末日）となっておりますが、令和7年4月分又は5月分を算定する場合の令和7年度計画書については、令和7年4月15日までに提出を行うこととなる予定です。この提出期限の特例は、算定要件の弾力化に伴う見直し後の様式等の発出予定が令和7年2月目処となっていることによるものです。

県への提出書類や提出期限については、決定次第あらためてお知らせします。令和7年度も引き続き処遇改善加算を算定する又は新たに算定開始を予定している事業所及び運営法人の皆様におかれましては、計画書の速やかな作成と提出に備え、処遇改善額の積算等の準備をあらかじめお願いいたします。詳細は、介護保険最新情報 Vol.1346 をご覧ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VII 令和7年度長野県外国人介護人材住居借上支援事業に係る事業予定の照会について

標記事業の実施予定について以下のとおり照会します。外国人介護人材用の住居借りに必要な費用の補助を希望する場合には、県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。

- 1 事業内容 介護施設を運営する者が、外国人介護人材用の住居を借りに住居させる場合、住居借りに必要な費用の補助を行う。
- 2 補助対象者 介護サービス事業者
- 3 対象期間 令和7年4月1日以降に事業開始し、令和8年3月31日までに完了するもの
- 4 提出期限 前月の18日までに提出（例：6月に事業開始する場合は5月18日までに提出）

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VIII 介護事業所の“多様な働き方”導入支援のご案内

長野県社会福祉協議会では、介護人材確保・定着を目的に「介護現場の多様な働き方導入支援事業」を実施しています。

労働人口減少による人材不足が深刻化する中、あらゆる産業で働き方改革が進んでおり、人材確保に向け、週休三日制など「多様な働き方」で成果を出している事業所もあります。

「多様な働き方」導入を検討している事業所は、是非ご活用ください。

- 1 支援内容（1）「多様な働き方」導入にあたっての職員意向調査
（2）事業所職員に対する説明会
（3）既に導入している事業所視察の斡旋
（4）介護業務の仕分け等の助言
（5）就業規則改正等に関する助言
（6）その他
※詳細は「介護現場における多様な働き方導入支援事業実施要領」をご覧ください。（<https://bit.ly/47Phl6r>）
- 2 支援対象 長野県内で老人福祉施設等を運営する法人
- 3 申込方法 本会へお問い合わせください。
- 4 その他（1）支援事業に係るアドバイザー派遣の経費は本会で負担します。ただし、実施要領に規定する視察については、視察先への謝礼を負担していただきます。

（2）詳細は、本会へお問い合わせください。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyu.or.jp

Ⅸ 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 4 月 30 日	2025 年 2 月 11 日 ～ 2025 年 3 月 10 日
2025 年 5 月 1 日 ～ 2025 年 5 月 31 日	2025 年 3 月 11 日 ～ 2025 年 4 月 10 日

※令和7年(2025年)2月及び3月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp